ルゴン、ヘリウム、メタン、アンモニア、アセチレン、亜硫酸ガス、クロルメチル、塩素、ジメチルエーテル、プロピレン、トリメチルアミン、液化天然ガス及び圧縮天然ガスに係る施設であって、圧力四十八メガパスカル以下のもの（に限る。）の保安検査を行うものとしての指定

○国土交通省告示第八百四十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
三木市加佐字湯谷一一三三番から同市平田字新野六九八番まで	前	最大 三二〇	一四一
		最小 二一三	
	後	最大 三二〇	
		最小 二一三	

○国土交通省告示第八百四十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
兵庫県佐用郡佐用町本位田魚ヶ鼻一〇五番八から同県佐用郡佐用町本位田魚ヶ鼻甲一〇五番一まで	前	最大 五六	一三
		最小 三九	
	後	最大 五三	
		最小 三九	

○国土交通省告示第八百四十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるアットホーム株式会社から講習業務を行う事務所の所在地の変更及び役員の就任の届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十三年八月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(1)　講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区新橋三丁目一番九号
変更後	東京都千代田区内幸町一丁目三番二号

二(1)　変更する年月日　平成二十三年八月十八日

(2)　新たに就任する役員の氏名　末吉　一敬

(2)　変更する年月日　平成二十三年七月二十八日

○関東地方整備局告示第三百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　号　宇都宮市平出町字木ノ川五七六番から同市平出町字小原九四九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

四　供用開始の期日　平成二十三年八月二十三日

○九州地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
由布市挾間町下市字尻細二七六番一から同市挾間町鬼崎字鶴ノ上四二番一まで	前	九・五〇	一一・一〇〇
	後	一一・八〇	一一・一〇〇

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○北海道開発局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・四十七号文教通

三　事業施行期間　自平成十九年六月十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年北海道開発局告示第五十号の事業地のうち函館市日吉町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし